

<メール本文に記載>

オーストラリア ETAS の登録が完了しましたことをご報告いたします。

登録内容については下記をご確認ください。万が一、ご提供頂いたパスポート情報に誤りがあった場合には、修正が必要となりますので、登録内容については必ずご確認ください。(修正には費用が掛かります)

----- ETAS 登録内容は下記の通りです -----

【ETAS 登録証明書】 = = = = =

	ETA APPROVAL	07SEP13/0130
FAMILY NAME	YAMADA	AUSTRALIAN GOVT
GIVEN NAMES	TARO	
PASSPORT	TK1234567	JPN EXPIRY DATE 01JAN2020
DATE OF BIRTH	01JAN1980	SEX M COB JPN
TYPE OF TRAVEL	T TOURIST	
ENTRY STATUS	UD/601 ETA	
	AUTHORITY TO ENTER AUSTRALIA UNTIL 07SEP2014	
	PERIOD OF STAY 03 MTHS	
	MULTIPLE ENTRY	
	NO WORK - BUSINESS VISITOR ACTIVITY ONLY	

ETA APPROVED
= = = = =

<必ずご確認ください>
上記 ETAS 登録内容に記載されている下記の項目がご自身のパスポートの記載内容と1文字でも異なっている場合、許可されていない事になりますので慎重にご確認願います。

- FAMILY NAME (苗字)
- GIVEN NAME (下の名前)
- PASSPORT (旅券番号)
- パスポート番号の横に明記されている国籍 JPN は日本
- EXPIRY DATE (パスポート有効期限)
- DATE OF BIRTH (生年月日)
- SEX (性別) 男性 M、女性 F
- COB (出生国) JPN は日本です
- TYPE OF TRAVEL (渡航目的) T は観光、B は商用

<ETAS の有効期限>
登録日から最長で1年間になります。 旅券残存期間が1年に満たない場合には旅券の有効満了日まで

<ETAS の利用可能回数>
有効期間内であれば何度でもご利用頂けます。

<渡航の際に書面は一切不要です>
ETAS は各自のパスポートにリンクした電子登録式のビザのため、パスポートの提示のみで入国審査官はビザ取得を確認することが出来ます。

<ETAS の条件>
就労不可 / 就学は3ヶ月以内 / 入国日から3ヶ月間の滞在が可能

<ETAS 登録状況を事前に確認方法>
下記のページ内の画面左側中ほどにて『オーストラリア大使館のサイトを利用した ETA 確認方法』をご紹介します。

<http://shop.viewgrant.com/>

<その他>
ETAS に関するご質問は下記のページをご参照ください。

<http://shop.viewgrant.com/?mode=f4>

=====

この度は当社代行サービスをご利用頂き有難うございました。 オーストラリア旅行をお楽しみください。